

令和3年 第11回 坂戸市 農業委員会 会議録

1. 開催日時 令和3年10月25日 午後2時02分から午後2時56分
2. 開催場所 全員協議会議室
3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛
4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛
5. 農業委員出席者 11名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	中里 和子	出		7	齊藤 貴作	出	
2	高橋 光行	出		8	小島 保	出	
3	黒川 英巳	出		9	松永 貴夫	出	
4	石川 猛	出		10	岡野 和紀	出	
5	新井 雅之	出		11	林 真由美	出	
6	福島 茂雄	出					

6. 最適化推進委員出席者 8名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
12	栗原 一雄	出		16	根本 武男	出	
13	武藤 恭久	出		17	栗原 昇	出	
14	澤田 一成	出		18	野口 郁夫	出	
15	浅海 五月	出		19	鹿ノ戸 健次	出	

7. 議事参与者

職	氏名	職	氏名

8. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	大澤 淳一	主任	藤野 泰弘
課長補佐	田疇 佳秀	主任	紫藤 花織

9. 開会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和3年第11回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 黒川 英巳 委員 新井 雅之

11. 議決事項及び議事の要領

議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請の1番から6番の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の所在地は、青木の林際です。地目は畑で、地積は134㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は駐車場で、契約の内容は賃借権設定です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有するものはなく、雨水排水については浸透による処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

2番案件の所在地は、上吉田の寺ノ辺、ほか1筆です。地目は畑で、地積は計306.1㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

3番案件の所在地は上吉田の寺ノ辺、ほか1筆です。地目は畑で、地積は計364㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

4番案件の所在地は、片柳の犬竹町です。地目は田で、地積は269㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由はガソリンスタンドの敷地拡張で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果では、現在は土が盛られ、草が伸びた状態となっていますが、以前に転用許可を受けた譲受人（事業計画変更により、本申請では譲渡人となっ

ている)が盛土を行ったことが判明しています。農地法の転用許可後の行為であることから、農地法の違反にはあたらないと考えます。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、申請目的が、第1種農地の不許可の例外である既存施設の敷地面積の2分の1以内の拡張を規定している農地法施行規則第36条に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、浸透トレンチ等による地下浸透となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

5番案件の所在地は善能寺の北野、ほか1筆です。地目は畑で、地積は計333㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準は、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

6番案件の所在地は、北峰の中原、ほか3筆です。地目は畑で、地積は計404㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準は、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。
1番 三芳野地区 栗原(一)委員 2番~4番 坂戸地区 松永委員
5番 入西地区 齊藤委員 6番 入西地区 根本委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件の譲渡人は、営農している方ですが、申請地は土地が小さく、営農に不向きであるため、駐車場として貸すことにしました。周辺には住宅地が広がり、雨水排水は浸透による処理となっていて、周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれはないため、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

委員 2番、3番案件は、所有者が同じのため、一括して説明させていただきます。
2番、3番案件の譲渡人は、営農しておらず、農業用機械も処分しているため、

土地を手放すことにしました。周辺には住宅地が広がり、生活排水は、合併浄化槽で処理した後、側溝放流となっていて、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

4番案件の譲受人は、ガソリンスタンドを経営する法人です。ガソリンスタンドの利用者の増加に伴い、洗車後の車両拭き上げスペースが不足しているため、申請にいたりました。雨水排水については、浸透トレンチ等による地下浸透となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えます。小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

委員 5番案件の譲渡人は営農しておらず、土地を順次手放している状況です。申請地がある地域は、数年前から開発が進んでいます。生活排水は、合併浄化槽で処理した後、側溝放流となっていて、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないため、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

委員 6番案件の土地は適正に管理されていきました。生活排水は、合併浄化槽で処理した後、側溝放流となっていて、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないため、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

議長 ご質疑等がございますか。

議長 質疑等が無いようですので、採決を行います。
農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全員一致と認めます。議案第40号は許可相当と決定します。

議案第41号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願

議長 議案第41号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について上程し、議題とします。1番について事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の所在地は、仲町です。地目は畑で、地積は799㎡、農業経営開始日は令和3年1月27日です。相続人及び被相続人については議案書に記載のとおりです。

次に、相続税の納税猶予制度について説明します。

市街化区域等の一部の農地では、10aあたりの課税評価額が高額なため、相続税も高額となる傾向があります。自ら農業経営を継続する相続人が、相続税を支払うために、農地を売却せざるを得なくなったり、農業を継続できなくなったりする等の問題が生じることを防ぎ、税制面から支援するために、この制度が設けられました。

相続税納税猶予を受けるための要件は、

- ①相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後、引き続き農業経営を行う方
- ②相続税の申告期限までに特定貸付又は認定都市農地貸付け等を行った方
- ③生前一括贈与を受けた受贈者

とされています。

猶予税額の免除要件は、

- ①農業相続人の死亡
- ②後継者への生前一括贈与

とされていますが、これらの免除要件を満たす前に、猶予の適用されている農地を譲渡、貸付、転用、耕作放棄をした場合や、生産緑地区内の農地について買取申し出をした場合等は猶予されている税額に利子税を加えて納税することになります。

埼玉県で昨年度この制度を適用された農地の10aあたりの課税評価額は畑で84万円、田で79万円です。

現地確認の結果、果樹、野菜などの作付けが行われていることを確認しました。

議 長 担当地区より説明をお願いします。
1番 坂戸地区 鹿ノ戸委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委 員 相続人は、被相続人と一緒に相続開始前から農業に従事していました。納税猶予を受けようとする農地は、肥培管理がなされ、相続後においても相続人が耕作していくとのこと。よって、小委員会では、相続人は納税猶予を受ける適格者として問題ないとの意見でしたので、ご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ご質疑等がございますか。

議 長 質疑等が無いようですので、採決を行います。
相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、原案のとおり証明することに決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全員一致と認めます。議案第41号は原案のとおり決定します。

議案第42号 農用地利用集積計画（案）について

議 長 議案第42号 農用地利用集積計画（案）について審議します。
本件につきましては、農業委員に関係する案件となります。
坂戸市農業委員会会議規則第十条では、農業委員の自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項についての議事参与の制限を規定しているため、委員には退席をお願いします。

(農業委員 退席)

事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用権設定申出状況により説明】

10月分の農用地利用権設定申出は新規のみで、2件、3筆、面積2,958㎡で、すべて一般分です。解約は3件、3筆で面積2,975㎡です。令和3年11月1日設定後の利用集積面積は、2,952,765.28㎡となります。

各申出状況は、別紙のとおりであり、いずれの申出とも借受人の経営面積、従事日数等は農業経営基盤促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

議 長 ご質疑等がございますか。

議 長 質疑等が無いようですので、採決を行います。
農用地利用集積計画（案）については、原案のとおり決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全員一致と認めます。よって、議案第42号は、原案のとおり決定します。

（農業委員 着席）

報告第12号 専決処分の報告について

議 長 報告第12号 専決処分の報告について事務局より説明してください。

事務局 今月の専決処分は、農地法第3条の届出2件、第4条の農地転用届出2件、第5条の農地転用届出2件です。内容は、記載のとおりで、申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局長専決により届出を受理しました。

議 長 ご質疑等がございますか。
（質問・意見なし）

次第4 その他

議 長 次第4 その他について、事務局より説明してください。

事務局 その他について、資料により説明します。

議 長 その他について、委員さんから何かありますか。
（質問・意見なし）

12. 閉 会

会長 石川 猛は、議事がすべて終了したため、令和3年第11回坂戸市農業委員会総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和3年10月25日

坂戸市農業委員会

会 長

署名委員

署名委員